

原動機付自転車改造申告書

届出者 住所

氏名

標識番号		車名	
車台番号			

排気量の変更 (排気量計算式)	cc → cc ピストン直径＝D (cm) ストローク＝S (cm) 排気量計算式＝$\pi \times (D \times D \div 4) \times S$ 3. 14 × (× / 4) × ＝	
ミニカーへの変更 (50 cc以下)	輪距 cm → cm ※輪距の確認できる写真添付	
上記以外の改造		
改造の理由		
改造の内容		
使用部品のメーカー 及び購入先等		
改造者	住 所	
	氏名・業者名	
	電話番号	

岩国市長 様

上記のとおり、原動機付自転車を改造したので、裏面の【注意点】を確認のうえ、申告いたします。

令和 年 月 日

所有者 住 所

氏 名

電話番号

※所有者自署の場合押印不要。届出者は本人確認書類をご持参ください。

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量アップ又はダウンがあった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合

- ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 業者の作成した改造証明書
（記載内容は、「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの）

2. 自分で改造した場合

- ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 原動機付自転車改造申告書

【注意点】

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について市が保障するものではなく、国土交通省で定める型式認定から外れ、道路交通法上の扱いについても御本人様の責任で行ってください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第463条の20第1項に違反し、罰せられます。

地方税法第463条の20 第1項

(略)申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

《お問い合わせ先》

岩国市 総合政策部課税課

税制係 軽自動車税担当

TEL : 0827-29-5053